

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

(1) 家庭系一般廃棄物の収集運搬業務について

③結果

| 監査の結果（指摘事項の概要） | 講じた措置 |
|--|---|
| <p>エ. 収集運搬業務に係るモニタリングについて 【収集業務課】（報告書 P79）</p> <p>イ. で述べたとおり、収集回数や出庫時間の記載をみる限り、明らかに仕様書又は指示書どおりに運用されておらず、また、ウ. で述べたとおり、収集車両台数や委託料の削減可能性があるにもかかわらず、それらの削減について検討されていない。また、収集業務課から各業者に対して適切な指導もなされていない。したがって、収集運搬業務に係る収集業務課のモニタリングは不十分であると考えられる。</p> <p>今後は仕様書等に記載されている収集回数、出庫時間又は収集車両台数等に係る収集運搬業務の実際の運用について、委託業者が適切に実施しているかどうか、効果的なモニタリングを実施されたい。</p> | <p>委託業者から提出される月次報告書及び清掃施設の搬入記録等を基に区域、収集日、搬入時間、走行距離、燃料使用量などの稼働状況を確認するほか、平成29年度から可燃ごみ収集後に剪定枝収集を行っていることから、工場等への搬入時間を含めモニタリングを実施している。</p> |